

(別記 13)

砂糖等の新規需要開拓支援事業

第1 目的

令和4年度からの加工食品の原料原産地表示の本格施行や、原材料価格の高騰等により、加工食品の原材料における国産回帰の動きが見られることから、これを後押しするため、加工食品の製造過程における中間財としての砂糖の調製品等について、最終製品メーカー等の国産中間財への置換えを促すこと等により、国内で生産された砂糖の需要拡大を図る。

第2 事業の内容、補助対象経費、補助率等

甘味資源作物の持続的な生産を確保するため、加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた調製品への置換え等を促すために必要な以下の経費（別表4に定める費目ごとに整理することとする。）を助成するものとする。

1 加糖調製品に係るニーズ調査

（1）新たな加糖調製品の国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や菓子企業等へのマーケティング調査等の経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）とする。

（2）補助率は、定額とする。

（3）留意事項

本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。

2 国産の加糖調製品の開発

（1）砂糖と主原料を混合した国産の加糖調製品（国内で製造された砂糖を用いた調製品（製品を含む。）をいう。以下同じ。）の開発に必要な機械設備、原材料、コンサルタント等の経費及び開発した加糖調製品の成分分析等の経費とする。

（2）補助率は、1／2以内とする。

3 販路拡大のためのマッチング・PR

（1）国産の加糖調製品又は当該調製品を活用した新たな製品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した製品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

（2）補助率は、1／2以内とする。

（3）留意事項

販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、必ず国内製造の砂糖を使用していることをその要素に加えること。

4 甘味資源作物の他用途利用

（1）甘味資源作物の他用途利用に向けた実証に必要な以下に掲げる経費とする。

ア 実証計画の作成、進捗状況、成果の把握等について検討するための会議開催に係る経費

イ 国内におけるさとうきび等の甘味資源作物を原料とした国産燃料の供給のための実証に係る経費

ウ 成果報告会等実証成果の普及に係る経費

- (2) 補助率は、定額とする。

第3 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、コンソーシアム規約を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。ただし、補助金交付候補者に選定された後でなければ、上記規約を定めることができない場合には、交付決定の日までに定めること。
- (2) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (4) 構成員である法人等の役員等が暴力団員でないこと。

2 第2の4を実施する砂糖製造事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 甘味資源作物の他用途利用に関する知見を有し、代表者、組織及び運営について規約が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第4 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

(1) 第2の1から3までの事業

ア 国内製造の砂糖の使用割合の増加

イ 国産の加糖調製品の開発（砂糖の使用量が増加している場合に限る。）

(2) 第2の4の事業

甘味資源作物の他用途利用の普及促進に係る情報提供等とする。

2 目標年度

(1) 第2の1から3までの事業

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

(2) 第2の4の事業

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第5 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果に応募者に通知するものとする。
なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。
- (3) 農産局長は、(2)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1の規定により、農産局長より補助金交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

第6 助成等

- 1 補助対象経費は事業の実施に直接必要な経費であって、本取組の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、農産局長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 3 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
 - (1) 事業実施主体が他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組に係る経費。
 - (2) 収入の単なる補てんに当たる取組に係る経費。
 - (3) 自家労賃の補てんに当たる取組に係る経費。
 - (4) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消

費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

4 補助金の返還

農産局長は、事業実施主体が提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記述があった場合であって、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。

第7 事業の着手

1 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあつては、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により作成し、農産局長に提出するものとする。

2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとし、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

4 農産局長は、1のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式第5号により、事業実施計画（別記様式第1号別添）に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 事業実施結果の評価

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第7号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。

2 農産局長による事業評価

(1) 農産局長は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を

とりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

- (2) 農産局長は、(1)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 農産局長は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 農産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに農産局長に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

- (1) 農産局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (2) 農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 推進指導

農産局長は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

農産局長は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。